

日時・場所	令和元年 10 月 21 日（月） 8 時 45 分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、市木総務部次長(代)、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、服部都市建設部次長(代)、遠藤環境経済部長、杉本教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北協広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・台風第 19 号の被害は未だ全貌が掴めておらず、これまでにない甚大な災害になった。幸いにもこの地域には大きな被害はなかったが、どこでも起こり得るものであり、より一段の対策が必要との認識で、それぞれの分野で見通しを立てて取り組んで欲しい。
政府は、台風が来る前は万全の対策と言っていたが、あり得ないくらいの被害が起こっている。自然災害に対して万全はあり得ない。万全を前提にしていると無理な対応になってしまうので、いかに被害を少なくして人命を守るかという視点で取り組まないといけない。
- ・組織運営は、組織で意思決定して実行していくものだが、それぞれの職員や部署が責任を持って判断するという重層的なやり方でやっていかないと健全な運営はできない。最終責任者が判断するのではなく、それぞれの部署で判断して、その判断が正しいかを検証しながら進めていくものであり、一番始めの監督者が判断を放棄しては物事が進まない。
7 月から市立病院を開院し、処遇が安定して福利厚生も良くなっているのに、良い働きが出てくるかと思っていたが、客観的なデータを見るとあまり変わっていない。その理由を分析してみると、旧病院の体質が表れている。それぞれが責任を持って判断し、それを統合するというガバナンスが効いていないということが分かったため、現場で組織的に対応してもらっているところである。医師が少ないということより、組織の情報共有化やチームワークに問題があり、取り組む姿勢が健全ではない。各部署も医療や保健で関係しているのだから、状況を認識しながら取り組んでもらいたい。

2. 議題

① 住民監査請求に対する陳述書

8 月 20 日に提出された病院に関する住民監査請求について、10 月 2 日に市の意見陳述を行った。今回、議員から情報公開請求があったこともあり、議会全員協議会で陳述書の配布を行うこととした。なお、全協にはこれまでの経過を記載した文書を添えて提出する予定をしている。また、本日 10 月 21 日が監査の期限となっていることから、監査の結果を見て報告内容を検討する。

② 令和元年度野洲市中期財政見通し（令和 2 年度～令和 6 年度）

令和元年度野洲市中期財政見通しについて、策定の目的、現状と課題等について報告する。今後も財政運営は厳しい状況が続く見込みであり、計画的な財政負担の平準化を図りながら限られた財源を有効活用する必要がある。野洲市経営改善方針及び野洲市経営改善アクションプラン（令和元年度～令和 5 年度）を主眼に置き、全庁的に効率的な行財政運営に取り組んでいくことが必要である。

- 令和 3 年度からのこどもの医療費無料化は見込んでいるのか。
- 正式に機関決定されたものではないため見込んでいないが、吸収できると考えている。
- 令和 3 年度からの都市計画税の歳入に見合う事業計画は盛り込んでいるのか。
- 都市計画税の歳入は 3.5 億円を見込んでおり、事業費も一定見込んでいる。

③ 令和元年第 5 回野洲市議会臨時会提出議案（案）

令和元年第 5 回野洲市議会臨時会提出議案について、専決処分 3 件、条例制定・改廃 1 件、人事案件

5件、及び追加日程で人事案件1件を提出予定である。

④ 災害義援金等の受付について

台風第15号により東京都島しょ地域に、また、台風第19号により各地に甚大な被害が生じている。これらの災害の被災者を支援するため、日本赤十字社で義援金の受付が開始されたことについて、社協から市に連絡があった。これを受け、市においても10月18日（金）から市役所受付及び図書館に募金箱を設置して受付を行う。

⑤ 野洲川河川公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、野洲川河川公園の指定管理者としてNPO法人YASUほほえみクラブを指定することについて議会の議決を求める。指定管理者の選定にあたっては、同法人が営利を目的としないNPO法人であることや、生涯スポーツの普及推進に取り組む総合型地域スポーツクラブであることから、非公募による審査を行い、同法人を指定管理の候補者とすることが妥当と判断された。なお、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間である。

⑥ 市道陥没による車両破損事故について

令和元年10月14日（月）に発生した野洲市野洲地先の市道上での陥没による車両破損事故の内容について報告する。当日午前8時頃に事故当事者から市役所に連絡があり、宿直職員から連絡をうけた道路河川課職員が事故現場にて陥没状況と事故車両の確認を行った。負傷者はなかった。翌日9時に常温合材による復旧を行っている。被害者とは現在損害保険会社を交えて示談交渉中である。

→議会への報告についてはルール化されているのか。

→人身事故や健康被害があった場合等には報告することになっている。

→再度、基準を確認しておくこと。

3. その他伝達事項

なし

4. 次回部長会議の予定

10月28日（月） 8時45分～ 庁議室